

## 1 特定事業の選定に関する事項

### (1) 事業目的

- ・豊橋浄水場は、1967年に豊橋市の浄水場として完成し、供用開始から50年以上が経過していることから、主要構造物の老朽化が進行し、耐震化も必要な状況であり、全面的な再整備事業に着手することとした。
- ・現敷地内において、浄水場の運用を継続したまま、段階的な施設の撤去・設計・建設による再整備を行うこととしており、実施にあたっては、民間事業者が持つノウハウや創意工夫を活用したPPPによる事業を想定している。
- ・3つのコンセプトを掲げ、豊橋浄水場を次世代型の新しい浄水場として構築することを目指す。

#### <コンセプト>

- ① 施設の老朽化・耐震性の不足への対応、新たな施設への改築
- ② 浄水場施設におけるカーボンニュートラルの実現
- ③ 豊橋市（隣接する小鷹野浄水場）との連携の推進



豊橋浄水場全景

### (2) 事業方式

#### PF I法に基づくBT+コンセッション方式

- ・事業者が自らの提案を基に豊橋浄水場の再整備を行った後、県に豊橋浄水場の所有権を移転する方式（BT（Build Transfer）方式）により再整備を実施する。
- ・再整備後の豊橋浄水場の運営・維持管理等については、県が事業者に対して、豊橋浄水場に関する公共施設等運営権（以下、「運営権」という。）を設定する。
- ・豊橋浄水場の管理等に係る取水施設や場外管路等の施設については、維持管理等を本事業の範囲に含め、ウォーターPPPレベル3.5に準じた管理・更新一体型のマネジメントを部分的に導入する。

(3) 対象施設



- : 撤去施設・新施設・・・BT+コンセッション
- : 場外管路・・・ウォーターPPPレベル3.5（更新実施型）に準拠  
豊橋浄水場再整備以降、レベル4への移行を想定
- : 維持管理施設・・・ウォーターPPPレベル3.5（更新支援型）に準拠  
豊橋浄水場再整備以降、レベル4への移行を想定
- : 関連施設・・・一部施設の整備・管理を行う施設

本事業の対象施設の位置関係



- : 撤去施設・新施設
- : 維持管理施設
- : 関連施設

豊橋浄水場平面図

#### (4) 事業期間

2025年12月～2056年3月を予定

再整備期間を10年程度と想定しており、応募者は、再整備に係る要求水準を満たすために必要な期間を考慮のうえ、2040年4月1日以前の範囲で運営開始予定日を提案する。

#### (5) 事業範囲

##### ア 特定事業

- (ア) 統括運営
- (イ) 豊橋浄水場の撤去・設計・建設
- (ウ) 豊橋浄水場の運営（コンセッション）

##### イ 受託事業

- (ア) 豊橋浄水場の運転管理（再整備期間中）
- (イ) 豊橋浄水場の管理に関連する施設（豊橋南部浄水場、森岡取水場、導水管路等）の運転管理・維持管理

##### ウ 任意事業

#### (6) 事業者の収入及び費用に関する事項

##### ア サービス購入料

- ・特定事業のうち再整備期間中に要する費用、及び受託事業に要する費用をサービス購入料として事業者に支払う。
- ・豊橋浄水場の再整備に要する費用を300から320億円と想定しており、その他費用を含む費用の詳細については、入札説明書等公表時において示す。

##### イ 利用料金

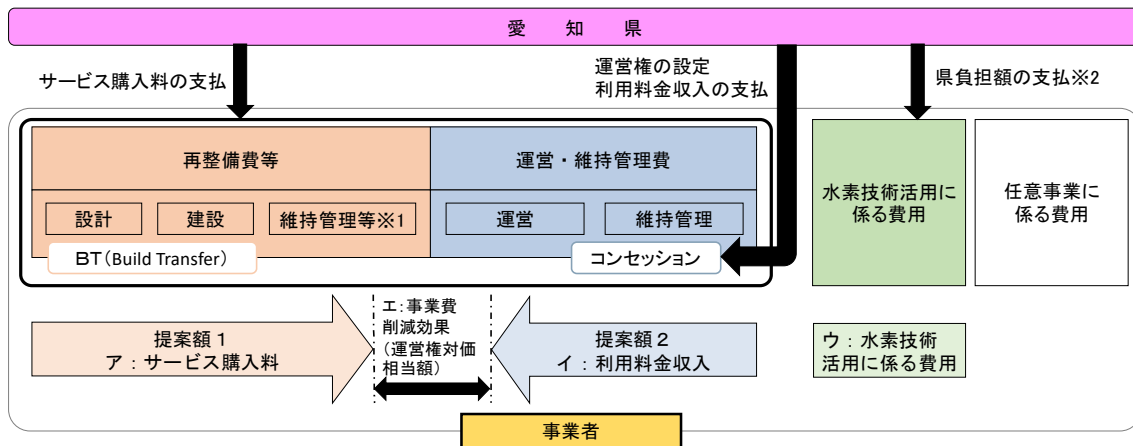
- ・事業者は、業務分担に応じた額を利用料金として収受する。
- ・利用料金は、固定料金と変動料金から構成され、変動料金は、運営権設定対象施設から送水した水量に単価を乗じて得られる額とする。
- ・応募者は、県が提示する想定給水量を前提とし、自らの提案によって定まる運営期間において特定事業の実施に必要なとなる利用料金を提案するものとする。

##### ウ 水素技術活用に係る費用

- ・水素技術活用のための設備投資に係る費用については、サービス購入料とは区分し、自己負担及び外部資金調達、県に求める負担額（国等からの財政支援を含む。）を区分して提案することを想定している。

##### エ 運営権対価

- ・県は、自らが提示するサービス購入料及び利用料金の上限額の合計から応募者が提案したサービス購入料及び利用料金の合計を減じた事業費削減効果を運営権対価相当額として認識する。



※1 受託事業を指す

※2 水素技術活用に係る費用のうち県が負担する費用について、サービス購入料とは別とする

### 事業者の収入及び費用のイメージ

#### (7) 事業者による運営の結果生じる支出減の帰属

事業者の創意工夫によって生じる経費節減による支出減については、原則としてその全額を事業者に帰属させることを想定している。

#### (8) プロフィットシェア

事業者は、要求水準に定める業務の水準を低下させることなく、要求水準に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等であって、当該業務に要する費用の減少を伴うものを提案することができる。県は、当該提案に基づいて要求水準を変更することができ、この場合、これに伴う減少費用の10分の5を上限としてサービス購入料又は利用料金収入を減額することができる。

## 2 事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 事業者の募集及び選定方法

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に基づく、総合評価一般競争入札方式を採用する。
- ・ 本事業は、1994年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。
- ・ 本事業における事業者は県と対等な立場にあり、県は、東三河地域における新たな水道事業を県と共創する事業者を募集するものとする。県は、本事業におけるカーボンニュートラルに向けた取組に加え、東三河地域経済への貢献など近隣の魅力向上に一役を担うこと、及び本地域で発生が想定される南海トラフ地震等の大規模災害時における対応強化や官民相互の技術力向上に寄与することにも期待しており、これらの革新的な提案を高く評価する。

## (2) 選定の手順及びスケジュール

年月（予定）	内 容
2024年5月22日	実施方針（案）に関する説明会
2024年6月	水素技術活用に係る個別対話
2024年12月	入札説明書等の公表・交付
2024年12月	参加表明の受付
2025年8月	提案書の受付
2025年10月	落札者の決定及び公表
2025年11月	基本協定の締結
2025年12月	特定事業契約の締結

## (3) 応募者等の構成及び参加・資格要件

- ・応募者は、応募企業又は応募グループとする。
- ・応募グループにより応募する場合、構成企業の中から代表企業を定め、必ず代表企業が応募手続きを行うものとする。
- ・応募企業若しくは応募グループの構成企業は、他の応募者等として参加できないものとする。
- ・応募者は、参加表明書において、豊橋浄水場の撤去・設計・建設及び運営期間中の運転管理にあたる構成企業の企業名を明記することとする。

## 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、本事業の実施上の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

## 4 公共施設の立地並びに配置に関する事項

### (1) 豊橋浄水場の立地

所在地	豊橋市東小鷹野2丁目9番地1
敷地面積	25,783 m <sup>2</sup>
区域区分	市街化区域
用途地域	第二種低層住宅専用地域
防火地区	指定なし（建築基準法第22条指定区域）
高度地区	指定なし
建ぺい率	60%
容積率	100%

### (2) 関係法令に関する事項

- ・事業用地は第二種低層住宅専用地域に指定されており、施設整備にあたっては、建築基準法第48条に基づき、建築物の用途制限に係る特例許可を得る必要がある。そのため、事業者は、周辺住民等の利害関係者に対し、公聴会を開催し意見を聴取したうえで建築審査会に付議し、施設整備の同意を得なければならない。

- ・軒高が7 mを超える建築物、又は地上3階以上の建築物の日影規制があるため、境界線から5 m以内については4時間以上、境界線から10m以内については2.5時間以上、日影となる部分を生じさせることがないものとしなければならない。

## 5 ガバナンスに関する事項

県及び事業者の間の「信頼関係」の構築とその維持・発展を基礎に、また、県及び事業者のセルフモニタリングにより得られた客観的な業績情報の活用を基礎として、①県及び事業者の間で重層的に構成する会議体を通じた実績評価と改善協議による統制（内部統制）及び②外部有識者等により構成する「第三者機関」を通じた評価・アドバイス・勧告等による統制（外部統制）により、ガバナンス機能を確保する。